

令和7年度福島県パラスポーツ指導員養成講習会（初級）募集要領

1 目 的

パラスポーツ指導員（以下、「スポーツ指導員」という。）を養成し、県内の各種大会における活動によって、障がい者スポーツの普及・振興に寄与することを目的とし、福島県パラスポーツ指導員養成講習会（初級）（以下「講習会」という。）を実施する。

2 主 催

福島県、（公財）福島県障がい者スポーツ協会

3 共 催

福島県教育委員会、福島県障がい者スポーツ指導者協議会、郡山市障害者福祉センター

4 後 援

（公財）福島県スポーツ協会、（公財）日本パラスポーツ協会

5 募集対象

本県在住で、令和7年4月1日現在、18歳以上の方で、障がい者スポーツに理解と熱意を有し、資格取得後は、スポーツ指導員として活動できる方

6 実施日

令和7年7月12日（土） 7月13日（日） 7月19日（土） 3日間

※令和7年度講習会全課程を修了しなければ、公認初級パラスポーツ指導員の資格申請はできません。

7 会 場

郡山市障害者福祉センター 訓練室・研修室・体育室

〒963-8833

郡山市香久池1丁目15-15

8 講習内容

講習科目及び日程（別紙カリキュラム参照）

9 受講料

無料 （ただし、下記の代金は別途かかります。）

《テキスト代》

障がいのある人のスポーツ指導教本・・・2, 500円

全国障害者スポーツ大会競技規則集・・・1, 000円

計3, 500円（事前振込）

10 登録について

《登録にかかる諸費用》

申請・認定・・・5,500円

登録料・・・3,800円 計9,300円(受講後振込)

※受講決定通知と併せて振込用紙を送付します。振込にかかる手数料は事自己負担となりますので、予めご了承下さい。

《2年目以降の更新にかかる諸費用》

更新登録料(1年間)・・・3,800円

11 募集人員

30名 ※先着順とする。

12 募集期間

令和7年4月28日(月)～6月6日(金)

13 修了証書の交付

全日程・全課程を受講した者に交付します。

14 スポーツ指導員の役割

公認パラスポーツ指導員の資格を取得するための登録申請をすることで、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認指導者の資格を取得するとともに、公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会の附属機関である福島県障がい者スポーツ指導者協議会(以下「指導者協議会」という。)会員に登録されます。資格取得後は、自ら障がい者スポーツの振興に努めるとともに、障がい者スポーツの振興を図るため、各種スポーツ活動に協力し、本県の障がい者スポーツの普及と振興にあたります。

初級指導員は、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを伝え、スポーツをとおしての社会復帰・参加・自立への手助けをするものです。

また、障がいの基本内容を理解し、障がいをお持ちの方へのスポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては、健康や安全管理を重視した指導を行います。

15 スポーツ指導員の活動

(1) 登録されたスポーツ指導員の主な活動内容

- ア 指導者協議会支部(居住地)におけるスポーツ普及活動
- イ 指導者協議会競技部における専門競技の指導
- ウ 種目別・団体別障がい者スポーツ教室の指導及び補助
- エ 全国障がい者スポーツ大会等の選手強化指導及び役員としての派遣
- オ 福島県障がい者スポーツ大会の運営補助
- カ 施設、学校等で開催するスポーツ大会における活動
- キ 各市町村等で開催するスポーツ大会協力
- ク その他、県内で開催する障がい者スポーツ大会・教室の開催協力や運営指導

(2) 登録者に対しては、日本パラスポーツ協会より情報誌、当協会及び県内指導者協議会支部より各種障がい者スポーツに関する情報提供が行われます。

(3) スポーツ指導員は、互いに連携を図り、資質向上に努めなければなりません。

16 申込方法

申込書（別紙1・別紙2）に必要事項を記入し、下記宛てに郵送、メール、FAXでお申し込みください。なお、申込様式については、公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会ホームページよりダウンロードできます。

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県文化スポーツ局スポーツ課内

公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会 池上宛

TEL 024-521-8042

FAX 024-521-7879

Mail para-sports@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fsad2011/>

17 その他

- (1) 当日の持参物については、受講決定通知と併せてお知らせします。
- (2) 昼食及び宿泊に関しましては、協会からの斡旋等はいませんので、各自で準備いただきますようお願いいたします。なお、ゴミは各自持ち帰りください。
- (3) 事前に納入いただいたテキスト代は、発注の都合上返金いたしかねますので予めご了承ください。テキストは、受講初日に配付いたします。
- (4) 中止となった場合は、登録にかかる諸費用の納入は不要となります。
- (5) 会場駐車場には限りがありますので、送迎での来場、乗り合わせまたは公共交通機関の利用にご協力ください。

〈会場案内図〉

